

平成30年7月10日  
東北厚生局

### 保険医の登録の取消について

平成30年7月6日に開催された東北地方社会保険医療協議会において、「保険医の登録の取消」について答申がありました。

これを受け、東北厚生局長は、下記のとおり対応することを決定しましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 内容

##### 保険医の登録の取消

氏名	熊谷 浩 (52歳)
取消年月日	平成30年7月10日
根拠となる法律	健康保険法第81条第1号及び第3号

#### 2. 取消の主な理由

##### 【保険医の事故】

- 実際には行っていない保険診療を行ったものとして診療録に不実記載し、保険医療機関に診療報酬を不正に請求させていた。  
例：実際には行っていない基本診療料、医学管理等、リハビリテーション、検査、処置、歯冠修復及び欠損補綴の費用を保険医療機関に不正に請求させていた。
- 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して診療録に不実記載し、保険医療機関に診療報酬を不正に請求させていた。  
例：実際に行った診療に行っていない基本診療料、医学管理等、検査、画像診断、投薬、リハビリテーション、処置、手術、歯冠修復及び欠損補綴の費用を保険医療機関に不正に請求させていた。
- 実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて診療録に不実記載し、保険医療機関に診療報酬を不正に請求させていた。  
例：有床義歯（レジン床義歯）を有床義歯（熱可塑性義歯）として保険医療機関に不正に請求させていた。

- 自費診療である歯科矯正にかかる診療を保険診療を行ったものとして診療録に不実記載し、保険医療機関に診療報酬を不正に請求させていた。

3. 診療報酬の不正及び不当請求額

監査において確認した不正・不当請求額（社保・国保・後期高齢の合計）

・不正請求額	48名分	755カ月分	8,288,957円
・不当請求額	30名分	508カ月分	483,666円
合計	78名分	1,263カ月分	8,772,623円

(注) 上記の金額は、監査で判明したものだけであり、最終的な不正・不当の金額は、今後精査していくこととしているので確定していない。